



第63号

(令和2年5月22日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 立田 英人

▶ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

今年度最初の「かけはし」をお届けします。

本号では、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の国民年金保険料免除及び学生納付特例に係る臨時特例手続きについて掲載しておりますので、是非ご覧ください。

引き続き、市区町村の皆様方との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第15回！



障害年金センター



平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

さて、今回のテーマは、

請求時期について

です！

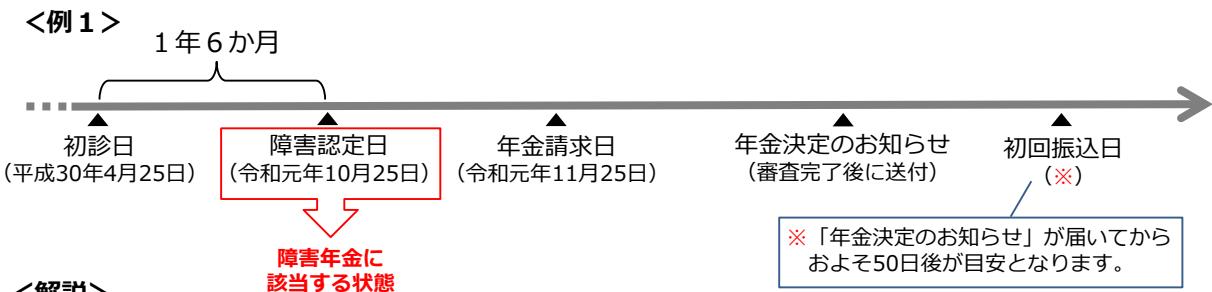
請求時期について

障害年金の請求時期は、主に「障害認定日による請求」と「事後重症による請求」の2つのパターンがあります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられていますので、以下の2つの請求例は、その条件を満たしていることが前提となります。

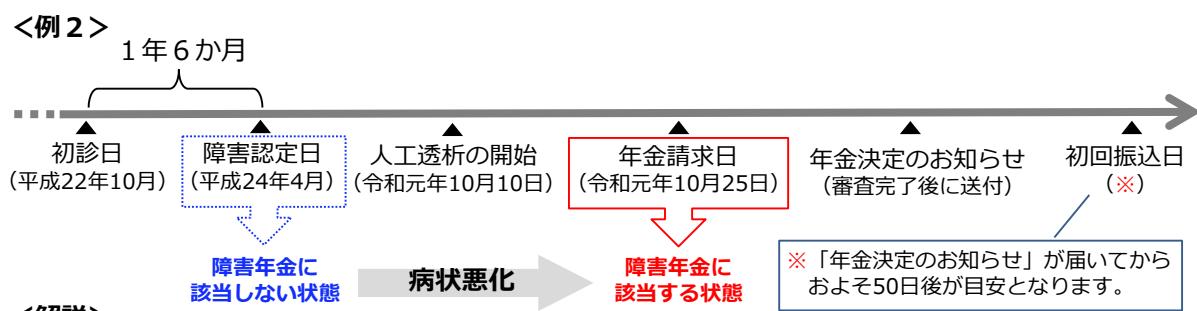
障害認定日による請求

障害認定日時点で法令に定める障害の状態にあるときは、**障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます**。これを「**障害認定日による請求**」といいます。



事後重症による請求

障害認定日時点で法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには、**請求日の翌月分から障害年金を受け取ることができます**。これを「**事後重症による請求**」といいます。



解説

例2では、初診日が平成22年10月となります。障害認定日には、症状が軽かったので、障害年金には該当しませんでした。しかし、令和元年10月10日から人工透析（2級相当）を開始したため、人工透析の開始日以降に障害年金を請求することで事後重症による障害年金を請求日の翌月分（請求日が令和元年10月の場合、令和元年11月分からの受け取りになります。）から受け取ることができます。

※ 請求日が令和元年11月となつた場合は、令和元年12月分からの受け取りになり、請求日が遅くなると受け取りの開始月が遅くなります。障害等級に該当する障害の状態になった場合は、すみやかに請求するようご案内をお願いします。（請求書は、65歳に達する日の前日（65歳の誕生日の前々日）までに提出する必要があります。）

(参考)これまでに掲載した「障害年金講座」

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方から障害年金センターに寄せられた照会内容をもとに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報を発信してまいりました。

新年度からはじめて年金事業に携わる方はもちろん、市区町村の皆様方には、過去の「障害年金講座」コーナーを今一度ご活用いただければ幸いです。

※ 過去の「かけはし」発行号は、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) をご覧ください。

「かけはし」発行号	「障害年金講座」	
第48号（2018年1月）	第1回	初診日の考え方
第49号（2018年3月）	第2回	障害認定日
第50号（2018年5月）	第3回	障害の程度の基準
第51号（2018年7月）	第4回	障害基礎年金 受付点検の留意点 ～年金請求書～
第52号（2018年9月）	第5回	障害基礎年金 受付点検の留意点 ～病歴・就労状況等申立書～
第53号（2018年11月）	第6回	障害基礎年金 受付点検の留意点 ～受診状況等証明書～ ～受診状況等証明書が添付できない申立書～
第54号（2019年1月）	第7回	初診日の確認（第三者証明）
第55号（2019年3月）	第8回	診断書の確認について
第56号（2019年4月）	一	※臨時号のため掲載なし
第57号（2019年5月）	第9回	診断書確認時の留意事項
第58号（2019年7月）	第10回	市区町村からの照会の多い事例 (1) 認定日について (2) 診断書の現症日について (3) 65歳以上の請求について
第59号（2019年9月）	第11回	市区町村からの照会の多い事例 (4) 初診日の確認について
第60号（2019年11月）	第12回	市区町村からの照会の多い事例 (5) 情報連携と所得確認の添付書類について
第61号（2020年1月）	第13回	市区町村からの照会の多い事例 (6) 情報連携と子の加算対象者の添付書類について
第62号（2020年3月）	第14回	市区町村からの照会の多い事例 (7) 受診状況等証明書が省略できないケースについて



機構からの連絡

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和2年4月から令和2年6月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【記号の区分】

- (定例) …毎年定例の実施分、● (単発) …今回限りの単発実施分、▲ (新規) …新規の実施分

令和2年4月

- (定例) 国民年金保険料納付書の送付 (4月定時分)
- (定例) 国民年金学生納付特例ターンアラウンド申請用紙の送付
 - 詳細は、「かけはし」第62号の5頁から10頁をご確認ください。
- ▲ (新規) 国民年金第3号被保険者の国内居住要件の追加、国民年金第1号・第3号被保険者の適用除外規定の追加
 - 詳細は、本号9頁から13頁をご確認ください。

令和2年5月

- ▲ (新規) 新型コロナウィルス感染症の影響による臨時特例の免除申請・学生納付特例の受付開始
 - 詳細は、本号5頁から8頁をご確認ください。

令和2年6月

- (定例) 統合通知書（年金振込通知書・年金額改定通知書）の送付
- (定例) 年金生活者支援給付金統合通知書（給付金振込通知書・給付金額改定通知書）の送付

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方に、
免除申請が可能となります。(令和2年5月1日～) (国民年金部)

新型コロナウイルス感染症の影響による特例の免除申請

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。 (受付開始日：令和2年5月1日)

対象となる方

以下、いずれも該当する方が対象になります。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
2. 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額（※1）が、国民年金保険料免除基準相当（※2）（※3）になることが見込まれる方

※1 令和2年2月以降の任意の月（収入が最も低い月）における所得額を12ヶ月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

※2 当年中の所得見込み額が一部免除基準相当に該当する場合は、それぞれの基準に相当する一部免除が適用になります。

※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※ 特例認定区分欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入します。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※ 簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）をご記入いただきます。

（次頁に申立書の記入例を掲載しています。）

免除対象期間

令和2年2月分から令和2年6月分まで

※令和2年7月以降は、改めて申請が必要です。

申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。（感染防止の観点から、郵送での提出を推奨しています。）

所得の申立書について（記入例）

以下の記入例を参考に、所得の申立書の記入をお願いします。

この記入例は、令和2年4月に収入が減少した場合（4月給与7.5万円）で給与収入のみの方（世帯主本人）・配偶者なしの場合の例です。

【表面】申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

① 申請対象期間	令和元年度分（令和2年2月分以降）	※令和元年度分は令和2年6月分までが対象となります。
下記にチェック（☑）してください。		
<input checked="" type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。		
収入が減少した者の氏名をご記入ください。 ※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の分のみ記載してください。 記載しない方の分については、前年度の所得に基づき審査します。		
被保険者（申請者）氏名	配偶者（夫または妻）氏名	世帯主氏名
フリガナ ねね ろう	フリガナ なし	フリガナ 本人
※配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に②の収入減少がない場合は「なし」と記載		
収入が減少した後の所得見込額（簡易な所得見込額）をご記入ください。 （裏面に記載の各控除後の所得見込額をご参考ください）		
被保険者（申請者）の所得見込額	配偶者（夫または妻）の所得見込額	世帯主の所得見込額
250000 円	なし	なし
※配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に②の収入減少がない場合は「なし」と記載		
上記の申立の内容に相違ありません。 日本年金機構理事長あて 令和〇年〇月〇日 提出 住所〇〇市〇〇町〇〇番地 被保険者氏名：年金 太郎 		

①申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は「令和2年2月～6月分」となります。令和2年7月分以降は改めて申請が必要です。

②チェックをしてください。

③収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）

被保険者、配偶者や世帯主のうち※、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方のみ記入してください。所得見込額の計算方法は、所得の申立書の「裏面」をご活用ください。

※配偶者や世帯主がない場合や、配偶者や世帯主に減収がない場合には、「なし」と記入してください。

※申請者が世帯主本人の場合には、世帯主氏名の欄に「本人」と記入してください。

左下の署名欄をご記入ください。被保険者が自署した場合は押印は不要です。

【裏面】所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。なお、この面は記入されていなくても構いません。

被保険者（申請者）	配偶者（夫または妻）	世帯主
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）		
令和2年 4月	令和2年 1月	令和2年 6月
750000 円	なし	なし
↓		
B 収入見込額（A × 12か月）		
9000000 円		
↓		
控除等（※2）		
事業収入、不動産収入を有する方		
C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）		
なし		
↓		
給与収入、公的年金等収入を有する方		
D Bの収入のうち、給与収入、公的年金等収入に係る給与所得控除、公的年金等控除の見込額（12か月分）		
650000 円		
↓		
E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載		
250000 円		

A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの方の場合の例

・B欄の金額×40%
※上記式で計算した額が65万円に満たない場合は「65万円」

E 給与収入のみの方の場合の例

・給与収入が65万円以下の場合：0円
・給与収入が65万円を超える場合：B欄-D欄

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

注意事項

- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、免除が承認されるとご利用できなくなります。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合は、この所得の申立書がなくても免除申請ができます。

申請用紙・所得の申立書

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。

※お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

学生の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な方に、特例申請が可能となります。(令和2年5月1日～) (国民年金部)

新型コロナウイルス感染症の影響による特例の特例申請（学生）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料学生納付特例申請が可能となりました。（受付開始日：令和2年5月1日）

対象となる学生

学生の方で、以下のいずれにも該当する方

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した方
2. 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額（※）が、国民年金保険料学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

※ 令和2年2月以降の任意の月（収入が急減した月）における所得額を12ヶ月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。

申請に必要なもの

1. 国民年金保険料学生納付特例申請書

※ 特例認定区分欄「3. その他」に○をし、「臨時特例」と記入します。

2. 所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

※ 簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用）をご記入いただきます。
(次頁に申立書の記入例を掲載しています。)

3. 学生証のコピー

免除対象期間

令和2年2月分から令和2年3月分まで（令和元年度分）

令和2年4月分から令和3年3月分まで（令和2年度分）

※ 令和元年度分と令和2年度分の申請を希望される場合は、同時に申請ができます。
ただし、年度ごとに申請が必要になりますので申請書は二枚必要です。（すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方は、令和2年度分のみ申請していただきます。）

申請方法

申請書の提出先は、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所です。（感染防止の観点から、郵送での提出を推奨しています。）

所得の申立書について（記入例）

以下の記入例を参考に、所得の申立書の記入をお願いします。

この記入例は、令和2年4月に収入が減少した場合（4月給与3.5万円）で給与収入のみの学生の方の例です。

【表面】申立書の②～④欄、左下の署名欄（提出日、住所、氏名）は必ず記入してください。

①申請対象期間

この所得の申立書（臨時特例用）による申請対象期間は、

①令和元年度分（令和2年2月分～3月分）

②令和2年度分（令和2年4月分～令和3年3月分）

となりますので、上記①と②の年度ごとに「学生納付特例申請書」及び「所得の申立書」が必要となります。なお、令和2年1月以前分を申請する場合は、「所得の申立」は添付せず申請してください。

②チェックをしてください。

③学生で収入が減少した方の氏名

④減少後の所得見込額（控除後所得）

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した申請者（学生の方）の氏名を記入してください。所得見込額の計算方法は、申立書の【裏面】をご活用ください。

左下の署名欄をご記入ください。被保険者が自署した場合は押印は不要です。

【裏面】所得見込額計算シートは、④欄「所得見込額」を計算する際にご活用ください。なお、この面は記入されていない構いません。

A 令和2年2月以降から申請月のうち収入が減少した任意の月と、その月の収入額（減収後の額が最も低い金額など）を記入してください。

C 事業収入や不動産収入を有しない場合は記入の必要はありません。

D 給与収入のみの方の場合の例

・B欄の金額×40%

※上記式で計算した額が65万円に満たない場合は「65万円」

E 給与収入のみの方の場合の例

・給与収入が65万円以下の場合：0円

・給与収入が65万円を超える場合：B欄-D欄

このE欄の結果を表面の④欄の「簡易な所得見込額」に記入してください。

注意事項

- 海外留学（おおむね1年）している期間は、強制加入の対象ではないため学生納付特例の申請ができません。
- 任意加入被保険者の方はご利用できません。
- 付加年金、国民年金基金に加入している方は、免除が承認されるとご利用できなくなります。
- 失業や退職、事業の休廃止により保険料の納付が困難な場合は、この所得の申立書がなくても申請ができます。

申請用紙・所得の申立書

日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）からダウンロードできます。

※お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

令和2年4月1日から国民年金第3号被保険者に国内居住要件が追加されました。
(国民年金部)

国民年金第3号被保険者の国内居住要件の追加

概要

令和2年4月1日から、厚生年金保険加入者・共済組合員等（国民年金第2号被保険者）の被扶養配偶者である国民年金第3号被保険者の認定にあたって、日本国内の居住（住所を有する）が要件として追加されました。

ただし、留学生や海外赴任に同行する家族等、例外として特例要件（以下「海外特例要件」という。）に該当する方は、海外特例要件に該当することの届出をしていただくことにより、国民年金第3号被保険者の認定が可能となります。

海外特例要件の届出契機

- 国民年金第3号被保険者の方が出国する場合に海外特例要件に該当するとき
 - 国民年金第3号被保険者であって海外特例要件に該当している方が、帰国したとき
- ※ いずれも配偶者（国民年金第2号被保険者）の事業所を経由しての届出となります。

届書様式について

国民年金第3号被保険者関係届の変更点（令和2年4月1日～）

海外特例要件の該当・非該当の記入欄が新たに設けられました。

（※次頁に届書様式の見本を掲載しています。）



右の⑯～⑰の欄は、海外へ転出した場合や海外から転入した場合にいずれか〇で囲み、記入してください。	⑯ 海外特例要件該当	⑯ 海外特例要件に該当した日	9. 令和	年	月	日	⑯ 理由	1. 留学 2. 同行家族 3. 特定活動	4. 海外婚姻 5. その他（ ）
	⑰ 海外特例要件非該当	⑰ 海外特例要件に非該当となった日	9. 令和	年	月	日	⑰ 理由	1. 国内転入（令和 年 月 日） 2. その他（ ）	

⑯欄「海外特例要件に該当した日」

海外居住者が、海外特例要件に該当した日を記入します。

⑯欄「理由」

該当する理由（留学・同行家族・特定活動・海外婚姻・その他）を選択します。

⑰欄「海外特例要件に非該当となった日」

海外から帰国したときは、国内転入日を記入します。

各欄の記入内容を押さえましょう！

⑰欄「理由」

国内転入を理由とする場合は、⑰欄と同じ年月日を記入します。



届書様式 ※新たに設けられた記入欄を赤枠線で囲んでいます。

標準コード
4 3 0 0

国民年金

第3号被保険者関係届

令和 年 月 日提出

提出者情報 <small>第2号被保険者欄</small>	事業所所在地	届き先の個人番号（基礎年金番号）に誤りがないことを確認しました。				
	事業所名称	〒 -				
	事業主氏名	印				
	電話番号	()				
事業主等 受付年月日	令和 年 月 日					

日本年金機構

見本

社会保険労務士記載欄

氏名等

印

A. <small>第2号被保険者欄</small>	① 氏名	印					② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	③ 性別	1. 男性 2. 女性
	④ 個人番号 [基礎年金番号]												
⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所の記入は不要です。 〒 - 郡道 府県												

届出内容に応じて、該当・非該当（変更）のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. <small>第3号被保険者欄</small>	① 氏名	この届き先のとおり届出します。 令和 年 月 日 日本年金機構理事長あて (印) (氏名) 印					② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日	③ 性別	1. 夫 (夫未属) 2. 妻 (夫未属)					
	④ 個人番号 [基礎年金番号]																	
	⑤ 住所	※届出の提出は配偶者（第2号被保険者）に委託します □ 1. 同居 2. 別居 ※同居の場合はも住居の住所を記入してください。 ※別居の場合はも届出の住所を記入してください。 ※本欄に記入する場合は、本欄に記入する場合は、本欄に記入してください。					⑥ 外国人 通称名	印										
	⑦ 電話番号						1. 自宅 2. 携帯 3. 動客先 4. その他 ()											
⑧ 詳細																		
⑨ 第3号被保険者 になった日	7. 平成	年	月	日	⑩ 理由	1. 配偶者の就職 4. 収入減少 2. 婚姻 5. その他 3. 離婚 ()												
⑩ 变更の 加入組合	31. 厚生年金保険・健康保険 36. 地方公務員等共済組合 32. 国家公務員共済組合 37. 日本私立学校振興・共済事業団					⑪ 備考												
⑪ 第3号被保険者 死亡した日	7. 平成	年	月	日	⑫ 理由	1. 死亡 (令和 年 月 日) 2. その他 ()												
右の⑬～⑯の欄は、 海外へ転出した場合や 海外から転入した場合に いずれかひとつ記入 してください。	⑬ 海外特別要件に 変更された日	9. 令和	年	月	日	⑭ 理由	1. 留学 4. 海外帰郷 2. 同行家族 5. その他 ()											
	⑭ 海外特別 要件合併	9. 令和	年	月	日	⑮ 理由	3. 特定活動											
	⑮ 海外特別 要件合併	9. 令和	年	月	日	⑯ 理由	1. 国内転入 (令和 年 月 日) 2. その他 ()											

届出内容の変更等に記入する場合は、() 内に記入してください。記入する場合は、記入してください。

組合（保険者）番号												
上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。												
届き先記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。												
認定年月日 令和 年 月 日 (「認定3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)												
所在地	〒	-										
名称												
代表者等氏名												
電話	()											

2004 1016 010

国民年金第3号被保険者特例要件該当通知書の送付について

海外特例要件に該当した場合

ご本人（国内協力者）様宛に「国民年金第3号被保険者特例要件該当通知書」を送付します。

＜通知書サンプル＞



※ 海外特例要件に非該当となった場合の通知はありません。

届出用紙

日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/>) からダウンロードできます。

※お問い合わせ等ありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

令和2年4月1日から、国民年金第1号・3号被保険者の適用除外規定により、新たな届書の受付がはじめました。
(国民年金部)

国民年金第1号・3号被保険者の適用除外規定の追加

概要

令和2年4月1日から、日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動（医療滞在）」や「特定活動（観光等を目的とするロングステイ）」により滞在する方は、国民年金第1号・第3号被保険者の適用を除外する規定が追加されました。

国民年金の適用除外に該当する場合は、ご本人様より「国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届」を日本年金機構に提出していただくこととしています。

適用除外事由

(1) 在留資格が「特定活動（医療滞在又は医療滞在者の付添人）」の場合

- a 日本に相当期間滞在して、病院若しくは診療所に入院し疾病若しくは傷害について、医療を受ける活動又は当該入院の前後に当該疾病若しくは傷害について継続して医療を受ける活動を行う方
- b 上記aの活動を行う方の日常生活上の世話をする活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を行う方

(2) 在留資格が「特定活動（観光・保養等を目的とする長期滞在又は長期滞在者の同行配偶者）」の場合

日本において1年を超えない期間滞在し、観光、保養その他これらに類似する活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）を行う方

手続きについて

届出用紙

適用除外事由に該当する方は、「**国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届**」の提出が必要となります。（※次頁に届書様式の見本を掲載しています。）

添付書類

以下の①及び②を添付してください。

- ① 在留カードの写し
- ② 通常旅券（パスポート）に添付される「指定書」の写し



届出先

住所地を管轄する年金事務所にご提出をお願いします。

国民年金第1号・3号被保険者適用除外届

国民年金第1号・第3号被保険者適用除外届

Application for Exclusion from National Pension Coverage for Category I / III Insured Persons

日本年金機構理事長 あて	(Year)	(Month)	(Day)
以下とおり届け出ます。 <u>XXXX年 X月 XX日</u>			
To: President of Japan Pension Service			
I hereby apply for coverage exclusion as follows:			
氏名 / Name: <u>JOHN DOE</u>	印 Seal		
(本人が自署した場合は押印は不要です) (No personal seal is needed if the applicant enter his/her name.)			

日本年金機構
Japan Pension Service

見本

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

If you use your 10 digit Basic Pension Number to apply, enter your Basic Pension Number in section ① "My Number", aligning to the left.

① 個人番号 / "My Number" (Individual Number) (または基礎年金番号) / (or Basic Pension Number)	X X X X X X X X X X	② 生年月日 (Birth date)	1. 昭和 (Showa) 2. 平成 (Heisei) 3. 令和 (Reiwa) (西暦 (AD calendar))	X X X X X X X X X X
③ ローマ字名 (Name in Roman alphabets)	(フリガナ) in Japanese KANA characters ジョン ドウ JOHN DOE		④ 性別 (Sex)	1. 男性 / Male 2. 女性 / Female
⑤ 郵便番号 (Postal code)	1 6 8 0 0 7 1	⑥ 電話番号 (Phone number)	1. 自宅 (Home) 2. 携帯電話 (Mobile phone)	3. 勤務先 (Workplace) 4. その他 (Other)
⑦ 住所 (Address)	Tokyo-To, Suginami-Ku, Takaido Nishi, ●-●-●			
⑧ 適用除外事由 (Reason for coverage exclusion)	① 在留資格が特定活動(医療滞在又は医療滞在者の付添人)であるため Status of residence is "Designated Activities" (medical stay or attendant of a person on a medical stay) 2. 在留資格が特定活動(観光・保養等を目的とする長期滞在又は長期滞在者の同行配偶者)であるため Status of residence is "Designated Activities" (long-term stay for sightseeing or recreation, or an accompanying spouse thereof)			
⑨ 滞在期間 (Period of stay)	2 0 2 0 0 5 0 1	~	2 0 2 0 1 1 0 1	Day
⑩ 日本国内に住所を有することになった年月日 (Date of residence registration in Japan)	2 0 2 0 0 5 0 1	Year	Month	Day

添付書類 / Documents we need

在留カード及び通常旅券(パスポート)に添付される「指定書」の写し
Photocopy of your residence card and certificate of designation "SHITEISHO" attached to your passport

【マイナンバー(個人番号)により届出する際の添付書類について / Documents we need if you file application using "My Number"】

届出者本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。

なお、郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

①マイナンバーが確認できる書類: 通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

②身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど

※上記以外の②身元(実存)確認書類の詳細は、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

If you file the application at our office, please provide your My Number card. If you don't have the card, please provide one document each in (1) and (2) below;

If you mail the application to our office by post, please enclose photocopy of both sides of your My Number card. If you don't have the card, please enclose photocopy of one document each in (1) and (2) below;

(1) Your My Number notification letter, or certified copy of your resident registry showing your My Number, as proof of the authenticity of your My Number

(2) Your driver's license, or passport, or residence card, or any equivalent document, to identify yourself as the true owner of the number.

Please contact your local JPS Branch Office for details about equivalent document.

届出用紙

日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードできます。

※ お客様よりお問い合わせ等がありましたら、年金事務所へのご案内をお願いします。

介護保険料・国民健康保険料（税）・後期高齢者医療保険料・個人住民税の特別徴収担当課へ、ぜひ回覧くださいますようお願い申し上げます。

公的年金からの介護保険料等の特別徴収における情報交換の留意事項

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

公的年金からの特別徴収は、特別徴収依頼通知処理（年次）と各種異動情報（月次）に基づき行っており、国民健康保険団体連合会、国民健康保険中央会及び地方税共同機構（以下、「経由機関」という。）を通じて日本年金機構へ通知をいただいているところです。

の中でも、特別徴収依頼通知処理（年次）の情報交換は、1年間の特別徴収の実施の可否や徴収金額をお知らせいただく大変重要な通知となります。

金額や通知コード等の設定誤りもしくはデータ送信漏れにより、日本年金機構において特別徴収依頼情報が収録できなかった場合、その対象者については特別徴収を行うことができなくなり、**普通徴収**でご対応いただく事になります。

そのため、特別徴収依頼通知処理（年次）においては細心の注意を払い、通知の作成及び送信を行ってくださいますようお願いいたします。

新年度になり、担当者の方が替わられるなど新たに特別徴収事務をご担当される皆様に、公的年金からの特別徴収における留意事項等をご紹介いたします。

次頁より次の3点について順番にご紹介してまいりますので、実務の参考にしていただければ幸いです。

- 過去の年次情報交換において、適正に特別徴収ができなかった事例
- 「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点
- 「振込先金融機関変更届」の口座スケジュールについて



1. 過去の年次情報交換において適正に特別徴収ができなかった事例



<事例1>

特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成すべきところを、システム操作の誤り等により、特別徴収非対象（コード01-03）として作成してしまった。

<事例2>

特別徴収の開始を依頼するため、特別徴収対象者（コード01-01）として特別徴収依頼通知を作成したが、（委託業者が）経由機関へのデータ送信を漏らしてしまった。

<事例3>

特別徴収依頼通知を作成する際、日本年金機構から受信したデータを基に作成するが、変更してはいけない氏名、生年月日、住所等を変更して作成してしまった。

<事例4>

当年（令和2年）に作成した特別徴収依頼通知を送信すべきところ、システム操作の誤り等により、前年（令和元年）に作成した特別徴収依頼通知を送信してしまった。

<事例5>

介護保険料等の特別徴収依頼金額の設定を行う際、端数を含む金額は各種金額欄「金額1」へ設定すべきところ、各種金額欄「金額2」へ設定してしまった。

<事例6>

住所地特例対象者（コード01-02）として特別徴収依頼通知を作成すべきところ、特別徴収対象者（コード01-01）として作成してしまった。

2. !ご注意ください！«「死亡」を原因とする資格喪失等通知に関する注意点»

特別徴収各種異動情報の資格喪失等の通知について、死亡（コード41-01）を原因とする資格喪失等通知は、公的年金からの特別徴収を停止するとともに、**年金の支払いも停止**しますので、通知の際は充分ご注意ください。

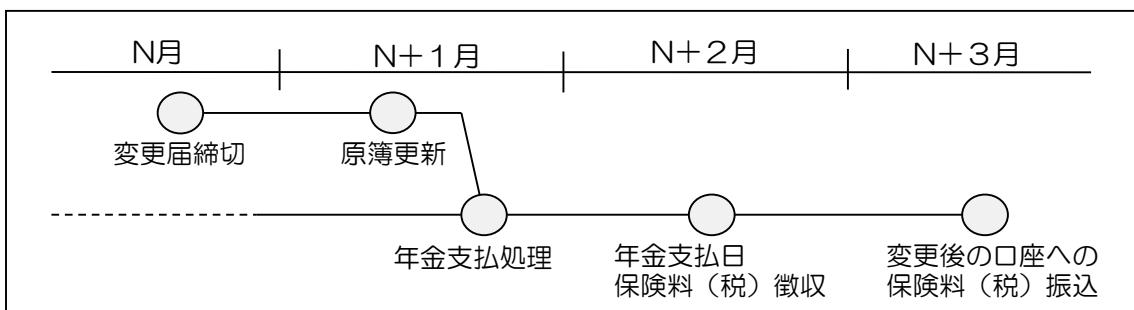
41-01	資格喪失等通知（死亡）
41-02	資格喪失等通知（転出）
41-03	資格喪失等通知（市町村の特別事情）
41-04	資格喪失等通知（適用除外）

特に「転出」による資格喪失を誤って「死亡」と通知されているケースやシステム上の初期設定値であるということで「死亡」と通知されているケースが多く見受けられますので、資格喪失通知を作成する際は喪失事由をご確認の上、作成してください。

3. 「振込先金融機関変更届」の口座変更スケジュールについて

特別徴収した保険料（税）についての、振込先金融機関の口座名義人が変更になった場合は、「振込先金融機関変更届」の提出が必要になります。「振込先金融機関変更届」をご提出していただいてから、概ね3ヶ月後に、変更後の口座への振込が開始されます。

なお、個人名を含んだ口座名義（例：会計管理者○○ △△）は、変更届の不備等により振込不能となる恐れがあるため、極力個人名を含まない口座名義（例：会計管理者）とされることをお勧めします。



届書様式及び詳細は日本年金機構ホームページのトップページから『年金Q & A』→「年金の受給」→「全てに共通する制度」→「年金からの介護保険料などの徴収」をクリックして、ご確認いただきますよう、お願ひいたします。

介護保険料等特別徴収にかかる情報交換に関する市区町村様からのお問合せ先



日本年金機構 特定事業部 年金支払調整グループ 03-5344-1100（代表）

※年金受給権者様からのお問合せ先は、お近くの年金事務所または年金ダイヤル（0570-05-1165）をご案内願います。

日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp>) に特別徴収に関するQ & Aを掲載しています。
年金受給者の方がインターネットをご利用可能であればぜひご案内ください。

トップページ ⇒ 上部メニュー「年金Q & A」⇒「年金の受給」⇒「全てに共通する制度」⇒「年金からの介護保険料などの徴収」



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和2年5月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が下がった場合に国民年金保険料の免除申請が可能となりました。

手続きの方法や申請書等は、日本年金機構のホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) に掲載しております。

(参考) 機構ホームページの掲載場所

編集後記

今号より本誌の編集を担当することになり、不安と戸惑いの中で何とか無事に皆様にお届けで
きて一安心しております。この仕事をしていて「編集業務」に携わる日が来るとは思ってもいま
せんでしたが、このようなご縁に恵まれたことに感謝しつつ、これから感性と色感を磨きながら
奮闘努力してまいりますので、皆様どうぞよろしくお願ひいたします！

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提
供してまいりたいと考えています。今年度も「かけはし」をよろしくお願ひいたします。